

くまもとDX推進データ連携基盤構築事業
(非パーソナルエリア・データ連携基盤構築事業)
業務委託仕様書

熊本県企画振興部デジタル戦略局
デジタル戦略推進課

1 業務名称

くまもとDX推進データ連携基盤構築事業（非パーソナルエリア・データ連携基盤構築事業）（以下「本事業」という。）

2 委託期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月11日（月）まで

3 委託上限額

65,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 目的

本県では、令和4年度より産学行政が一体となって県全体のデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を推進している。

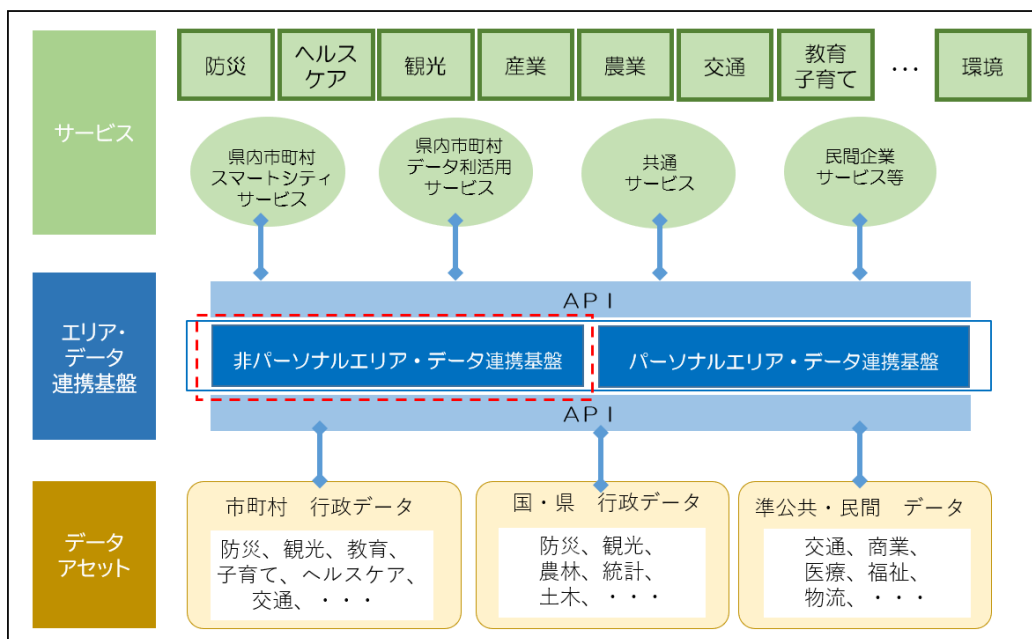
DXの推進にはデータを活用していくことが必要不可欠となるが、県全体のDX推進にあたり、本県及び県内の市町村においてデータを活用していくこと及び自治体のみならず民間事業者も含めた様々な主体においてもデータを活用していくことが重要である。

データ利活用、データ流通によるDXの推進を図るため、行政が保有・公開するデータや、民間事業者など様々な主体が保有するデータを流通・連携させ、分野横断でのデータ利活用を可能とする環境として、エリア・データ連携基盤を構築し、地域課題の解決や新たなサービスの創出を図っていくことを目的とする。

5 エリア・データ連携基盤の構成概念

以下に想定しているエリア・データ連携基盤の構成概念図を示す。

<将来的な姿>



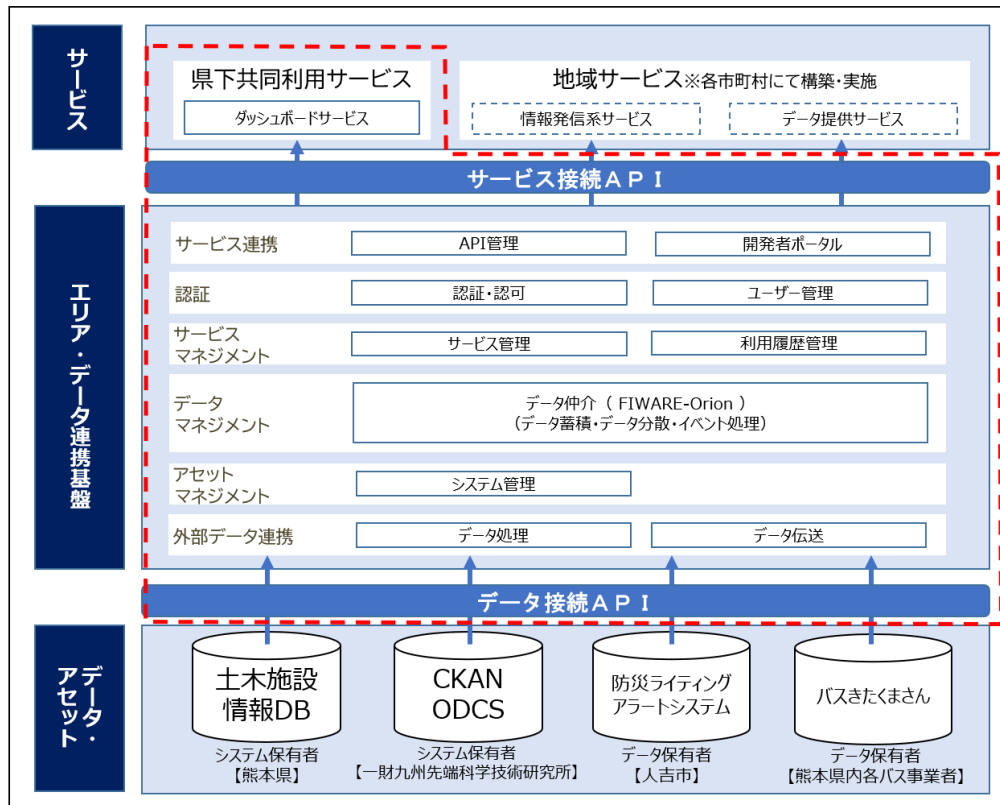
※赤枠内を本事業にて構築

図1 将来的な熊本県におけるエリア・データ連携基盤概念図

将来的には行政のみならず民間が保有する多様なデータが流通し、県内のスマートシティにおけるサービスや、市町村が提供するデータを活用したサービス、民間企業等によるデータを活用したサービスや新たなサービスがデータ連携基盤を活用して提供されることを目指している。

<本事業におけるエリア・データ連携基盤構成図>

本事業におけるエリア・データ連携基盤（非パーソナルエリア・データ連携基盤）の構成概念図を示す。



※赤枠内を本事業にて構築

図2 本事業におけるエリア・データ連携基盤（非パーソナルエリア・データ連携基盤）の構成概念図

本事業で整備するエリア・データ連携基盤は非パーソナルデータを取り扱う非パーソナルエリア・データ連携基盤であり、まずはオープンデータを中心とした非パーソナルデータのデータ連携を実現することを主眼においている。

6 エリア・データ連携基盤の整備、運営にあたっての方針

データ連携基盤の整備、運営にあたっての方針を以下のとおりとし、受託にあたってはこれらに沿った内容とすること。

(1) 段階的なエリア・データ連携基盤の整備

本県におけるエリア・データ連携基盤の整備にあたっては、まずは、オープンなデータを取り扱う非パーソナルエリア・データ連携基盤を構築し、その後、パーソナルデータの連携を実現するパーソナルエリア・データ連携基盤を別途構築する方針である。

(2) 本事業における基盤の整備

本事業は「(1)」に記載した非パーソナルエリア・データ連携基盤（以下「エリア・データ連携基盤」とする。）の構築を指し、データ連携に必要な基盤として、個人情報を含まないオープンなデータを中心とした非パーソナルデータを連携するエリア・データ連携基盤を整備するものである。

(3) 本事業におけるエリア・データ連携基盤の整備にあたっての基本的な方針

- ①将来的な運用時の負担を軽減するためシステム稼働環境は、クラウド上のサービスとすること。
- ②将来的に機能を追加できる拡張性を有すること。
- ③エリア・データ連携基盤はデータ分散型とすること。ただし、データ分散型でデータ連携する場合は外部システム側もFIWARE Orion Context Brokerを搭載していることを前提とし、それ以外の場合は、APIなどのリクエストに応答できる機能を搭載することを前提とする。なお、必要に応じデータの一時ストックなどができるように蓄積機能を基盤上に備えること。
- ④他自治体等のデータ連携基盤との将来的な連携についても考慮した仕様とすること。
- ⑤内閣府により令和2年（2020年）3月31日に策定された「スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー」（以下、「ホワイトペーパー」という。）に準拠した構成とすること。詳しくはホワイトペーパーを参照すること。
- ⑥エリア・データ連携のブローカー機能については、FIWARE Orion Context Brokerを前提とし、デジタル庁が開発・提供・公開するブローカー機能の要件を満たすこと。
- ⑦取得するデータのアセットに応じてデータ接続APIを開発すること。また、開発したAPIは外部公開すること。なお、外部に公開するAPIについては、NGSIV2に準拠すること。
- ⑧エリア・データ連携基盤で扱われるデータが、政府の提供するGIF又はFIWAREが推奨する標準的なデータモデル（NGSI）に準拠していること。
- ⑨データ連携の仕組みやAPI等の開発にあたっては、運用開始後に受託者以外での対応も可能とする構成とすること（ベンダーロックインとならないこと）。
- ⑩総務省策定の「スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）」（令和3年6月）に記載されているスマートシティセキュリティ導入チェックシートの内容のうち、都市OSに係る項目を満たすセキュリティ対策を講じること。
- ⑪将来構築するパーソナルエリア・データ連携基盤との接続性について考慮した設計とすること。なお、パーソナル・エリア・データ連携基盤については、特定のサービスを活用したものとせず、一般的に考えうる仕組み（デジタル庁推奨、X-ROAD系、その他）とすること。

(4) エリア・データ連携基盤の運営にあたっての方針

本事業において構築したエリア・データ連携基盤は、県及び県内の市町村が共同で利用し、共同で運営するものである。

なお、共同運営は令和6年度（2024年度）4月より開始し、共同運営開始時は概ね5～7の市町村との共同運営を想定している。

7 業務の内容（概要）及びスケジュール

本事業において実施する業務内容及びスケジュールは次のとおりとする。

なお、業務内容の詳細については、「9 業務の内容（詳細）」を参照すること。

（1）業務の内容（概要）

- ・エリア・データ連携基盤の構築（初期のデータ登録、各接続用API開発を含む）
- ・エリア・データ連携基盤の試運用
- ・構築したエリア・データ連携基盤の運用段階における、運用保守管理業務仕様書の作成
- ・技術的支援
- ・広報用リーフレットの作成
- ・その他必要事項

（2）スケジュール

- ・エリア・データ連携基盤の構築 : 契約締結の日から
令和6年（2024年）2月9日（金）まで
- ・エリア・データ連携基盤の試運用 : エリア・データ連携基盤構築完了日から
令和6年（2024年）3月11日（月）まで
- ・技術的運用支援 : 契約締結の日から
令和6年（2024年）3月11日（月）まで
- ・広報用リーフレット案の作成 : 契約締結の日から
令和5年（2023年）12月28日（木）まで
- ・各工程完了報告 : 次に掲げる各工程について終了際には随時報告を行うこと
 - ・実施計画策定
 - ・要件定義策定
 - ・設計行程完了
 - ・運用保守管理業務試算
 - ・運用保守管理業務発注仕様書作成
 - ・開発工程完了
 - ・試運用における稼働判定検査
- ・エリア・データ連携基盤の稼働（参考） : 令和6年（2024年）4月1日（月）

なお、エリア・データ連携基盤の試運用において改善・見直しの必要性が発生した場合は、試運用期間内に対応を行うこと。これにあたっては、本県と協議のうえ実施するものとする。また、試運用期間については、業務終了日までに最低1ヶ月は確保すること。

8 本事業の前提事項

本事業は総務省の情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」の交付決定を受けて実施するものであるため、本補助金の交付状況によっては、本事業の中止又は、委託上限額の減額がありうる。また、業務実施にあたっては、情報通信技術活用事業費補助金（一般会計）交付要綱にしたがって実施する必要がある、受託者は以下の点に留意して業

務を行うこと。

- ・令和5年度「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」への報告資料等作成にあたって、本県の指示に基づき、必要な資料・情報を提供すること。
- ・請負代金の実績内訳について、物品費、人件費、旅費、その他に分けて整理した様式を提出すること。なお必要に応じて証憑書類の提出を求める場合がある。提出時期及び様式は総務省の指示を待って指示する。
- ・総務省が指定する、スマートシティセキュリティ導入チェックシートの要求事項に対応すること。

9 業務の内容（詳細）

(1) エリア・データ連携基盤の構築

①基本要件

①-1. 構築期間

本事業で構築するエリア・データ連携基盤については、契約日から、令和6年（2024年）2月9日（金）までに構築すること。なお、構築期間中に、各APIやサービスとの接続テストを終えること。

①-2. 試運用期間

本事業で構築するエリア・データ連携基盤については、エリア・データ連携基盤構築完了日から業務終了日までの期間で試運用を行うこと。なお、試運用期間については、最低1ヶ月確保すること。

※試運用とは、本事業で構築したエリア・データ連携基盤及び接続サービスについて限定された環境（非一般公開状況）での動作確認を指す。

①-3. 設置場所

エリア・データ連携基盤の設置場所は、パブリッククラウドの利用を前提とし、十分にセキュリティ対策が行われた環境とすること。また、データの保存は国内のリージョンにて行うこと。

①-4. 可用性、継続性

可用性として、システム構成の冗長化により、特定箇所に故障が発生した場合に業務への障害の影響を局所化すること。

継続性として、平常業務停止時においては、RPO（目標復旧地点）は障害発生時点（日次バックアップ+アーカイブからの復旧）までのデータ復旧を目標とすること、RTO（目標復旧時間）は24時間以下を目標とすること、RLO（目標復旧レベル）は全システム機能の復旧を実施することとする。災害発生時においては、クラウド環境の復旧から72時間以内を復旧目標時間とすること。

問合せ対応は原則として、平日9:00～17:00とする。ただし、重要な障害及びインシデント発生時はこの限りではない。

①-5. 拡張性

拡張性として、構成されるクラウドサーバーやストレージ等について、必要となる要件に合わせてリソースの柔軟な構成拡張が可能であること。なお、拡張時に既利用サービスに悪影響を及ぼさない仕組みとすること。

①-6. セキュリティ要件

情報セキュリティポリシーが策定されており、セキュリティに関する体制、情報資産の取扱いに関する規定、インシデント対応、セキュリティに関する第三者認証など、セキュリティ対応が行われていること。

①-7. バックアップ要件

規定されたバックアップ対象（データ・システム）について一定のインターバルでバックアップがなされており、復旧手法についても確立されていること。

②機能要件

エリア・データ連携基盤に搭載する機能を以下の表1に記載する。なお、各機能の内容については、ホワイトペーパーに記載されている構成を満たすこと。

表1に記載した機能の他にも本県におけるエリア・データ連携基盤（県内市町村と共同利用するエリア・データ連携基盤）にとって有用となる機能についても提案は可能とする。

(表1 エリア・データ連携基盤に搭載する機能)

構成要素	機能	概要
サービス	共通ダッシュボードサービス	・取得したデータを地図上及びグラフにより可視化するための機能
サービス連携	A P I 管理	・ A P I としてデータを提供する機能 ・ A P I の使用量制限やネットワーク速度制限、複数 A P I の集約等を実行する機能 ・ A P I のライフサイクル（登録、参照、変更、削除、公開）を管理する機能
	開発者ポータル	・基盤利用者向けに、A P I の検索や仕様の開示が可能なカタログ機能及びA P I を評価可能なコンソール等を提供する機能
認証	認証・認可	・ A P I へのアクセス権限を制御する機能 ・ データ要求元の識別、利用可否の判断を行う機能 ・ データ要求元、利用権限や利用期間の設定、データ提供元及びデータの公開範囲やアクセス期間の設定を行う機能
	ユーザ管理	・ データ要求元、データ提供元などの基盤を使うユーザを一元的に管理する機能
サービスマネジメント	サービス管理	・ A P I を利用するサービスの管理機能
	利用履歴管理	・ A P I を利用するサービスの利用状況を蓄積する機能

データマネジメント	データ仲介	・データ要求に応じてAPIを通じてデータを取得し、要求元にデータを提供する機能
	データ管理	・データの参照先を管理する機能 ・最新データ、履歴データ（時系列データ）を蓄積し活用する機能
アセットマネジメント	システム管理	・基盤に接続する他システムの認証情報や接続情報等、基盤と接続するために必要な情報を管理する機能 ・基盤に接続する他システムとのデータ連携状態や接続状態等を管理するための機能
外部データ連携	データ処理	・取得したデータを標準データモデルに変換する機能 ※基本は、標準データモデル（NGS I）でAPIによるデータ連携を行うが、対応が難しい場合などに本機能を使用する ・変換対象は、「④」記載のデータを想定する ・その他、将来を見越して、NGS I - JS等のデータ変換ライブラリを備える
	データ伝送	・APIを通じてデータを取得する際の接続プロトコルの差異を吸収する機能
セキュリティ	-	・システムの脆弱性対応、ロギング、アクセス制御等
運用		・バックアップ、障害対応、パフォーマンス管理、監視等

③非機能要件

③-1. エリア・データ連携基盤の稼働要件

- ・データ連携基盤の稼働時間は、24時間365日とする（計画停止、メンテナンス時、及び保守期間は除く。）。
- ・稼働率は99.5%以上であること。

③-2. エリア・データ連携基盤の利用者

データ連携基盤の利用者は、県、県内市町村、及び民間企業である。利用者登録件数は100件以上とする。なお、後程、利用登録件数が増えた際に対応可能なものとしておくこと。

③-3. アクセス環境

本事業で構築するエリア・データ連携基盤は、県及び市町村のマイナンバー系、LGWAN系、基幹系等のネットワークからの接続は想定していない。

③-4. セキュリティ

総務省策定の「スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）」（令和3年6月）に記載されているスマートシティセキュリティ導入チェックシートのうち、都市OSに係る項目を満たすセキュリティ対策を講じること。

③-5. 運用保守性

本事業で構築するエリア・データ連携基盤に係る運用保守に当たっては、下記の事柄を想定す

る。構築に当たっては、下記の保守性を担保できる構造とすること。

- ・運用保守の体制を明確にするとともに、拠点は日本国内に置くこと。
- ・エリア・データ連携基盤及び開発物の動作障害等を定期的に確認し、障害発生時は対応を行うこと。
- ・エリア・データ連携基盤の稼働に必要なリソース（必須データや設定ファイル等）を定期的にバックアップし、管理すること。
- ・エリア・データ連携基盤に関する構成等の変更が発生した場合は、関係資料の修正を実施し、既存資料との差し替えを行うこと。
- ・エリア・データ連携基盤のパフォーマンスやキャパシティを評価可能な指標を定期的にレポートとして提出し、必要に応じてスケーリングの提案を行うこと。（パフォーマンス管理）
- ・エリア・データ連携基盤のリソースやAPIの稼働状況について監視を24時間365日行い、故障が発生した際には直ちに検知し、関係者に通報できること。（監視）

④APIの開発等

④-1. データ接続API

エリア・データ連携基盤において初期段階で取得できるようにするデータを表2に示す。

これらのデータを取得できるようにデータ接続APIを開発すること。

また、表2に記載したデータの他にも、本県の指示に沿って、県内市町村と共同利用するエリア・データ連携基盤にとって有用となるデータや、初期接続サービスを実施する上で必要なデータへのデータ接続APIについても開発を行うこと。

(表2 取得対象となるデータ)

対象データ	データ提供者	データ置き場	データ形式
人吉市水の手橋の水位情報	人吉市	人吉市防災アラートシステム	json
公共土木施設等の情報データ	熊本県	施設管理データベースシステム（構築中）	Shape
交通機関（バス）GTFSデータ	各交通機関	バスきたくまさんバスロケーションシステム	GTFS
県内市町村の施設関連情報（避難所等）	オープンデータ	BODIK ODCS	CSV

④-2. サービス接続API

県内市町村で実証するサービス、もしくは実装されているサービス、システムとのAPI接続にあたりサービス接続APIの開発を行うこと。なお、対応件数は10件程度を見込んでいる。

⑤共通ダッシュボードサービスの実装

⑤-1. 共通ダッシュボードサービスの実装

今回構築するエリア・データ連携基盤に接続する共通サービスとして、共通ダッシュボードサービスを構築し、基盤へ実装すること。機能要件としては、エリア・データ連携基盤に接続されたオープンデータを中心とするデータについて、地図上にマッピングすることができるものとする。また、地図上のマッピングレイヤーから、詳細情報へアクセスすることが可能なものとする。なお、グラフ等によるデータ可視化機能についても併設すること。

⑤-2. 共通ダッシュボードサービスのマニュアル作成

今回実装する共通ダッシュボードサービスについて、閲覧する側の「閲覧ユーザ向け」及び管理する側の「管理者向け」のマニュアルを作成すること。

⑤-3. アクセス制限

共通ダッシュボードサービスには、誰でも閲覧ができる「パブリック公開モード」及び特定ユーザのみが閲覧することができる、「限定公開モード」の2つのアクセス制限を設けること。アクセス制限の設定については、登録データごとに管理できるようにすること。

⑤-4. 拡張性

共通ダッシュボードサービスについては、管理者により、表示させるデータの追加編集が容易にできるようにGUIを持たせた管理者メニューを設けること。

⑥その他

⑥-1. APIの公開

開発したAPIをAPIカタログとして公開すること。

公開方法は、ポータル機能（開発者ポータル）を構築し、APIカタログ公開ページを設け、APIの仕様や動作についてプレビューする機能を設けること。なお、今後実運用段階にて追加されるAPIについても追加公開が可能なものとする。

⑥-2. APIマニュアルの作成

開発したAPIについて、API利用者に向けたマニュアルを作成し、公開すること。

⑥-3. その他

本事業で構築するエリア・データ連携基盤の次年度以降の運用保守管理業務に係る、調達業務仕様書の作成を行うこと。

(2) ガバナンス整備

本事業により構築するエリア・データ連携基盤については、県及び県内の市町村が共同で利用し、共同で運営するものであり、マルチステークホルダーが安心安全にデータを利活用するための基盤運用にあたって必要となる運用規定等のガバナンスの整備が必要となる。そのため、エリア・データ連携基盤の運用にあたり必要となる各種規定等を委託者との協議の上作成すること。

(3) 技術的支援

①構築段階に応じたUI・機能・仕様の県及び共同利用参画市町村へのレビュー対応

構築段階に応じて、エリア・データ連携基盤の管理者ポータルや、共通ダッシュボードサービ

ス等について、操作性や、デザイン等を県及び共同利用参画市町村への確認をとおして改善の協議に応じること。

②県内の市町村に向けた説明会の実施

エリア・データ連携基盤の本運用は「6 エリア・データ連携基盤の整備、運用にあたっての方針」に記載したとおり、本県と県内の市町で共同運用していくものであるため、県内の市町村に向けて、本事業において構築するエリア・データ連携基盤について、この基盤が持つ機能についての説明及びこの基盤への接続方法（データの提供手順、データの取得手順）等を周知する必要がある。

これらを周知する機会として、県内市町村を対象に、説明会（会場は県庁を想定）を実施すること。説明会の実施にあたっては、エリア・データ連携基盤との接続方法や利用に係る県との調整方法等を記した資料を作成し用いること。

なお、説明会を実施するための日程調整等の段取りについては、本県と協議のうえ進めるものとし、2回程度を想定する。時期は令和5年（2023年）9月から10月頃を予定している。

③県内市町村からのエリア・データ連携基盤に関する技術的相談の対応

共同利用参画市町村を中心に、今回整備するエリア・データ連携基盤に関するサービス及びデータの接続に関する相談等について対応すること。

（4）広報用リーフレットの作成

本事業により構築するエリア・データ連携基盤について今後、エリア・データ連携基盤で流通させるデータの掘起し、市町村での利活用促進、民間事業者での利活用促進にむけて使用する広報用のリーフレットを作成すること。

内容としては、エリア・データ連携基盤の紹介（説明、活用事例、接続方法等）及び共通ダッシュボードサービスのプロモーション内容を記載すること。

なお、リーフレットの印刷については、本県が別発注にて行うため電子データで納品すること。

10 委託業務に係る経費

上記「9 業務の内容（詳細）」に記す業務を行うために必要であり、かつ受託者が通常業務との仕分けが可能な次の経費とする。

なお、委託料の支払いにあたっては、活動実績に基づき精算するので留意すること。

（1）旅費

（2）人件費

直接従事した時間に相当する金額のみとする。

（3）委託費

データ整理等の軽微な作業について、業務を再委託する場合の経費

※業務の大部分の再委託は認められない。

※業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。

(4) その他経費

本事業の実施に直接必要な経費（消耗品、会場使用料、通信運搬費、その他特に必要と認められる経費）

(5) 一般管理費

上記（1）～（4）の経費の合計額の10%以内の額

1.1 成果品

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。なお、提出後に成果品に訂正事項等が生じた場合は、委託者の指示に従い、速やかに訂正の上再提出すること。

また、納入後1年間は、媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、受注者の責任において納入成果物の複製物を保管すること。

(1) エリア・データ連携基盤の構築、試運用に関する成果物

- ・エリア・データ連携基盤を構築し、利用可能な状態で提供すること
(令和6年(2024年)3月11日(月))
- ・実施計画書 (契約締結の日から2週間以内)
- ・要件定義書 (令和6年(2024年)3月11日(月))
- ・設計書(基本、詳細) (令和6年(2024年)3月11日(月))
- ・機能説明書 (令和6年(2024年)3月11日(月))
- ・操作手順書 (令和6年(2024年)3月11日(月))
- ・API仕様書 (令和6年(2024年)3月11日(月))
- ・各種設定書 (令和6年(2024年)3月11日(月))
- ・運用設計書 (令和5年(2023年)11月末)
- ・運用保守管理業務仕様書 (令和5年(2023年)11月末)
- ・運用保守管理業務費用積算書 (令和5年(2023年)10月6日(金))

(2) 技術的支援、広報用リーフレット案の作成に関する成果物

- ・説明会で用いた説明資料 (令和5年(2023年)10月)
- ・説明会時の録画映像 (令和5年(2023年)10月)
- ・広報用リーフレット (令和5年(2023年)12月28日(木))

(3) その他、業務にあたり必要な書類

- ・業務完了報告書 (令和6年(2024年)3月11日(月))
- ・その他本事業で構築するエリア・データ連携基盤の運用にあたり必要な文書 (令和6年(2024年)3月11日(月))

(4) 作成上の注意点

- ・紙媒体2部と電子媒体2部を納品すること。ただし、ソフトウェアライセンス証明書等の書類については、2部のうち正本に原本を、副本に写しを付すこと。なお、納品に必要な資材は受

託者で用意すること。

- ・電子データは、原則として「Microsoft Office 2016以降」のソフトウェアで閲覧及び編集が可能なものとする。
- ・ソフトウェアの付属物や保証書などは、それぞれの対象ごとに分類・整理し一覧を付して納品すること。

1.2 納入場所

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟新館9階 企画振興部デジタル戦略局 デジタル戦略推進課 戦略推進班

1.3 知的財産権の帰属について

本事業における成果物の著作権の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、委託者と別途協議するものとする。
- (3) 本事業の実施により得られた成果物、情報等については、委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用または流用してはならない。

1.4 参考資料の貸与

本事業の履行に際し、委託者は受託者に次の資料を貸与する。

貸与した資料について本事業の目的外に使用してはならない。

また、原則として複製することは禁止とし、外部に持ち出してはならない。

なお、貸与した資料については、業務完了後速やかに本県に返却しなければならない。

- (1) 令和4年度に本県が実施した「データ連携推進調査委託事業」のうち、エリア・データ連携基盤に係る調査資料、報告資料
- (2) その他、委託者が本事業の履行に際し必要と認めるもの

1.5 その他留意事項

- (1) 受託者は、本事業を遂行するにあたり、関連の法令（民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等）及び条例並びに本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 本事業の遂行にあたっては、委託者と十分に協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら

実施すること。また、庁内部署や他団体等との調整が必要になった場合、調整が円滑に行われるよう、都度、委託者と協議しながら進めること。

- (3) 受託者は、業務の進捗状況について、定期的に報告を行わなければならない。
- (4) 委託者は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は委託者から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は業務完了後速やかに委託者へ返還しなければならない。
- (5) 本事業及び本業務に関連する業務（他の契約に基づくものを除く。）の実施にあたり発生した費用は、本業務委託契約金額の範囲内で対応するものとする。
- (6) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完了後においても5年間保存すること。
- (7) 受託者は、熊本県個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、委託者と協議して定める。
- (9) 本事業遂行中に受託者が委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、委託者の指示に従うものとする。損害賠償等の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。
- (10) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。但し、委託者が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- (11) 本県及び第三者機関などによる監査・検査等が実施される場合は、本県の指示に従い資料作成・実地調査・質疑応答など対応すること。
- (12) すべての作業において、本県のお他業務、稼働中の業務システム等に影響を及ぼすおそれがある場合は、本県の指示に従い作業を実施すること。